

2017 2017年法改正



国会審議中



2017年以降の人事労務管理情報ポイント

給与計算

- 【H29/1~】税額表の変更
- 【H29/4~】雇用保険の料率変更(予定)
- 【H29/5】マイナンバー記載の住民税資料が届く(市区町村により異なる)
- 【H29/12】給与取得控除額の上限が220万に固定
- 【H29/10~】厚生年金の料率変更(18.3%で固定)

育児/介護

- 【H29/1~】介護休業規定
 - 介護のための所定労働時間の短縮措置
 - 介護のための所定外労働の制限
 - 子の看護休暇の取得単位1日→半日
 - 介護休業の分割取得
 - 介護休業の取得単位1日→半日
- 【H29/1~】育児休業規定
 - 育児休業の対象となる子の範囲が変更
 - 有期契約労働者の育児休業の取得要件緩和
- 【H29/1~】就業規則
 - マタハラ・パワハラの防止措置

雇用保険

【H29/1~】雇用保険の適用拡大

確定拠出年金

【H29/1~】個人型の加入者の範囲が拡大

産業医

【H29/4~】法人の代表者などが、自らの事業場の産業医を兼任することが禁止

年金

- 【H29/10~】年金の受給資格が25年→10年に短縮
- 【H29/4~】500人以下の企業で週20H以上働く短時間労働者も労使合意で厚生年金に加入できる

法人税

所得拡大促進税制の拡充 条件を満たせば10%~22%まで税額を控除

労災

【H29/1~】通勤災害の取扱: 介護のための通勤経路を逸脱・中断した場合の取扱→同居・扶養要件を撤廃

個人情報保護法

【H29/5/30~】5,000人以下の小規模取扱事業者適用拡大など

労働基準法

- 配偶者控除の見直し【H30/1~】
 - 上限を103万→150万
 - 配偶者特別控除の上限を141万→201万
 - 控除額を38万→36万
 - 夫の年収に応じて3段階で控除額を減らす
- 雇用保険【H29/4~】
 - 料率の引き下げ(0.8%→0.6%)
 - 失業手当の給付日数延長
- 育児休業【H29/10~】
 - 給付期間を現状の1年半から2年へ
- 労働基準法
 - 時間外労働に上限設定、違反には罰則
 - 高度プロフェッショナル制度創設
 - 企業単位での労使の自主的な取組の促進
 - フレックスタイム制見直し
 - 企画業務型裁量労働制見直し
 - 有給5日間の義務化
 - 時間外労働に対する指導の強化
 - 60時間以上の残業(は割)増率5割

新設



助成金

- 労働時間のインターバル規制を導入【H29/1~】
- 65歳以降の定年や継続雇用の延長
- 建設労働者確保育成助成金
- 若年・女性労働者向けトライアルコース【H29/4~】
- キャリアアップ助成金
- 諸手当制度共通化コース【H29/4~】
- ・特定求職者雇用開発助成金
- 長期不安定雇用者雇用開発コース【H29/4~】

2018 2017 2016 来年以降のポイント

無期転換ルール【H30/4~】

月60時間超の残業割増率、中小企業へも適用【H31/4~】予定

同一労働同一賃金

長時間労働月80時間超、過労死、過労自殺→企業名公表